

I. 医療安全管理指針

【趣 旨】

第1条 昭和大学藤が丘病院・昭和大学藤が丘リハビリテーション病院は、高度の医療を提供する地域医療の中核病院として、安全管理のための体制の確保並びに良質で安全な医療の提供を資することを目的とする。

2 医療事故等の防止については、医療行為を行う医療従事者個人の努力が必要であることは当然である。しかし、高度化・複雑化する医療環境の中で医療従事者個人の協力を依存した事故防止のみでは対応に限界がある。このため昭和大学藤が丘病院・昭和大学藤が丘リハビリテーション病院が組織的に医療事故等の防止について、患者と医療者とは同じ目的に向かって協働するという立場に立ち、患者が安心して医療をうけられる環境を整えるために、次のとおり安全管理指針を定める。

【基本的な考え方】

第2条 昭和大学藤が丘病院・昭和大学藤が丘リハビリテーション病院で診療中あるいは病院内において医療事故が発生した場合、直ちに現場にいる医師、看護師、他の医療従事者、事例によっては一般人の協力を得て事故者への救命処置を行い、生命の安全を確保し、治療に最善を尽くす。同時にその発生原因を調査分析し、今後の事故防止とその対応について委員会で検討するとともにマニュアル等を整備する。

【医療事故の定義】

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、以下の場合を含む。なお、医療従事者の過誤、過失の有無を問わない。

- (1) 死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合。
- (2) 患者が廊下で転倒し、負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない場合。
- (3) 患者についてだけでなく、注射針の誤刺のように、医療従事者に被害が生じた場合。

2 患者と医療者間において日頃から、密なコミュニケーションを図り、信頼関係を構築し維持する。

3 病院全体として医療事故防止に取り組むために、各診療科及び各職種の横断的な組織を設けて対応する。また、情報は早期に把握することが重要であるので、報告の徹

底を図るとともに、報告内容の分析を通じてその情報を医療事故防止に活用する。

【安全管理の体制確保】

第3条 安全管理の体制確保のために病院長は本病院に医療安全管理委員会及び医療安全管理室を設置する。

- 2 医療安全管理委員会の下部委員会として副院長、各診療科、各部署より推薦されたリスクマネジャー若干名によるMRM（Medical Risk Management）委員会並びにテーマ別分科会を配置する。また、必要と認めるときには専門小委員会をおくことができる。
- 3 医療安全管理室は、医療安全管理委員会の指示のもとに業務を行うものとする。医療安全管理室は、組織横断的に医療安全対策を推進することを目的として、医療安全管理者及びその他の必要な職員で構成する。
- 4 医療安全管理室は病院長の管理のもと、発生した重大な医療事故について速やかに適切な対応を図るための審議を行う。
- 5 医療安全管理室内規は別に定める。
- 6 病院長は重大な医療事故が発生した場合、事故の事実関係を明らかにし、その対応、並びに再発防止策を検討するため、専門小委員会を設置する。
- 7 組織横断的立場で、専従の医療に係る安全管理を行う者として、医療安全管理者を配置する。

【医療事故等の院内報告制度】

第4条 医療事故等の院内報告制度を導入する。

- 2 病院の安全管理を改善する事を目的として、医療事故等の院内報告制度（状況報告書（アドバースイベントの情報・インシデント報告書））を導入し病院内で発生した医療事故等を把握・分析する。
- 3 MRM（Medical Risk Management）委員会は、感染対策委員会など関連の各種委員会と連携し、医療事故等の防止にあたる。
- 4 MRM 委員会は、原則として月1回定例開催する。なお、MRM 委員会に関する規定については別に定める。

【リスクマネジャーの配置】

第5条 医療事故の防止に資するため、MRM 委員会及びリスクマネジャーを設置する。

- 2 医療安全管理室にゼネラルリスクマネジャーを置き、医療安全管理室内規による業務を行う。
- 3 リスクマネジャーは、各診療科、部、センター及び室に配置する。リスクマネジャーは、院内報告制度に従って速やかに報告することを各部署で推進する。また、医療

安全管理マニュアルの見直しや現場での定期的なチェックを行い、医療安全管理体制を構築し、患者安全と医療の質向上に努める。

【職員研修の実施】

第6条 安全管理体制確保のための職員研修を定期的実施する。

- 2 全ての医療者に医療チームが患者と協働するという意識の向上を図り、医療事故防止に資するため、研修の機会を年2回以上計画的に開催し、その実施内容を記録する。
- 3 新規採用職員及び研修医等に対して医療安全に関する昭和大学藤が丘病院・昭和大学藤が丘リハビリテーション病院の基本的な考え方、方針、事項を周知させるための研修についても計画的に開催する。

【アドバースイベント（医療事故）対応マニュアル】

第7条 アドバースイベント（医療事故）発生時の対応方法は、アドバースイベント（医療事故）発生時の対応マニュアルに沿って対応する。

- 2 アドバースイベントや医療事故等の経験した診療科・部及び室は、発生した事実について速やかに、かつ誠実に、患者、家族あるいは遺族へ説明する。

【患者からの相談への対応】

第8条 患者が安心して医療を受けられる環境を整える。患者並びにその家族等からの相談や苦情に速やかかつ適切に応じるため、総合相談センター内に「患者相談窓口」を置く。（病院によっては、患者相談窓口を設置）患者相談窓口業務に関する規定については別に定める。

- 2 当該指針に関する閲覧について、患者及び家族等からの申し出があった場合は、速やかにこれに応じるものとする。その手続きは、医療安全管理室が行い、閲覧及び口頭による説明を原則とする。
- 3 相談や苦情を行った患者や家族等に対しては、これを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。また、相談や苦情を受け職務上知り得た内容を、正当な理由なく第三者に情報を提供してはならない。（秘密義務の遵守）

【その他医療安全の推進のために必要な基本方針】

第9条 医療事故防止のため、医療安全管理マニュアルの周知徹底を図る。マニュアルは、随時改訂していく。

- 2 医療チームにおける責任体制の明確化を図る。
- 3 感染に関わる事故については、「院内感染対策マニュアル」に沿って対応する。
- 4 医薬品に係る安全管理体制並びに安全使用の確保の為に医薬品安全管理責任者を

配置する。

- 5 医療機器に係る保守点検・安全管理体制並びに安全使用の確保のために医療機器安全管理責任者を配置する。

附則

1. この指針は、平成 11 年 10 月 21 日から施行する。
2. この改正指針は、平成 16 年 10 月 20 日から施行する。
3. この改正指針は、平成 20 年 4 月 18 日から施行する。
4. この改正指針は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。
5. この改正指針は、平成 22 年 4 月 15 日から施行する。
6. この指針の改廃は、医療安全管理委員会の議を経て、病院運営委員会の承認を得るものとする。